

常総市外国語指導助手管理等業務委託契約仕様書

1 目的

この仕様書は、本市と受託者が締結する常総市外国語指導助手管理等業務委託契約に関し、外国語指導助手として招致する候補者を斡旋し、又は承認することができる外国自治体との交流協定を締結するための支援業務並びに任用した外国語指導助手が小中学校及び幼稚園において良好に勤務し、安定して生活するための管理業務に係る内容その他の必要な事項を定めることによって、当該契約の円滑な履行に資することを目的とする。

2 契約期間

(1) 契約期間

契約締結の日から令和12年3月31日まで

(2) 履行期間

ア 交流協定締結支援業務 契約締結の日から令和9年3月31日まで

イ 外国語指導助手管理業務 契約締結の日から令和12年3月31日まで

3 主たる業務内容

(1) 交流協定締結支援業務

本市の外国語指導助手として招致する候補者を斡旋し、又は承認することができる外国自治体との交流協定を締結することとし、これに係る次の支援業務を行うものとする。

ア 支援業務の内容

(ア) 交流協定の締結先の候補となる外国自治体の選定

候補となる外国自治体の選定に係る調査及び提案、交流協定の可否に関する照会、必要な資料の作成等

(イ) 選定した外国自治体とのオンラインによる交流協定の締結（インターネットを利用した映像通信によることとし、渡航はしない。）

協定書案（英語版及び日本語版）の作成、オンラインによる締結式の準備及び運営、締結した協定書の交換等

(ウ) その他交流協定の締結において必要とする支援

イ 交流協定の締結に係る条件

(ア) 交流協定は、普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）第9条第1項の表中市町村の項第15号地域振興費に規定する「外国自治体との自治体間交流及び外国自治体等との各種分野における交流に基づいて招致した外国籍職員」を斡旋し、又は承認することができる外国自治体と締結す

ること。

(イ) 交流協定を締結する外国自治体は、母国語又は公用語が英語であること。

(2) 外国語指導助手管理業務

外国自治体との交流協定に基づいた外国語指導助手の候補者を招致するとともに、採用した外国語指導助手が小中学校及び幼稚園において良好に勤務し、安定して生活できる環境等を整えるため、次の支援、管理等を行うものとする。

ア 候補者の招致

交流協定に基づいて外国自治体の斡旋又は承認を受けた外国語指導助手の候補者を招致し、本市の会計年度任用職員採用試験を受けられるように支援すること。

(ア) 資格要件の確認

候補者が本市の求める外国語指導助手の資格要件を備えていることについて、来日前に書類による審査、面接等を行って十分に確認すること。

(イ) 入国の支援

パスポート、査証、在留カード等の手続、渡航に必要な航空券及び滞在先の手配、国内の移動手段の確保その他の入国に伴う必要な支援を行うこと。

イ 生活基盤の構築支援

本業務に基づいて本市の会計年度任用職員として採用した外国語指導助手の生活基盤の構築を支援すること。

(ア) 住まいの確保

住居の選定及び賃貸借契約、家具、家電等の設置その他

(イ) 各種の手続

市役所における転入等の手続、郵便局への届け出、電気、ガス、水道等の申込み、銀行口座の開設その他のこれらに係る同行又は通訳

ウ 日常生活等の支援

外国語指導助手がその居住する地域において安定した生活を送るために必要な支援を行うこと。

(ア) 日常生活の支援

生活用品の購入、病気又は怪我の初期対応、困り事の相談、災害への備え等

(イ) 移動手段の確保

通勤等の日常における公共交通以外の自家用車、オートバイ、自転車等の移動手段の確保及び道路交通法規に関する指導

エ 勤務の支援

外国語指導助手が小中学校及び幼稚園において良好に勤務できるように必要

な支援，管理等を行うこと。

(ア) 研修の実施

外国語指導に係る技術力の向上のための研修を定期的実施すること。

(イ) 担当コーディネーターの選任

外国語指導助手が勤務する学校における教職員との連絡調整を担当する社員（担当コーディネーター）を選任して当該学校へ報告するとともに，担当コーディネーターは外国語指導助手の勤務に関して教職員との円滑な連携を図ること。

(ウ) サービスの管理

勤務実績の報告，教授方法の指導その他の良好な勤務に必要なサービスの管理を行うこと。

(エ) 教材の提供

児童・生徒の効果的な学習を促進するための必要な教材を外国語指導助手に提供するとともに，その活用に関して指導すること。

4 外国語指導助手

(1) 任用人員

本市が任用する外国語指導助手は，22人とする。

(2) 就業場所

別紙に掲げる本市が設置する小学校，中学校及び幼稚園とする。

(3) 就業開始日

令和9年4月1日

(4) 就業日時

ア 就業日は，次の(ア)から(ウ)に掲げる休業日以外の日とする。ただし，学校行事等により休業日に勤務する場合は，指定する就業日に勤務を要しないものとする。

(ア) 日曜日及び土曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日（(イ)に掲げる日を除く。）

イ 就業時間は，午前8時15分から午後4時15分までとし，1日当たり60分を超えない範囲で休憩時間を設ける。この場合において，1週間の就業時間は，35時間以内とする。

(5) 業務内容

ア 外国語活動又は外国語科授業における英語の指導及びその教材，資料等の作成

- イ 校外学習，クラブ活動，部活動その他授業以外の学校生活における児童・生徒との交流活動
- ウ 学校行事等の運営の補助及びその参加
- エ 英語教育に係る研究会，研修会等への助言及び参加
- オ 教職員への英語教育に係る支援
- カ 業務の実施に必要な教職員との打合せ

(6) 資格要件

外国語指導助手は，次の資格要件を全て満たす者とする。

- ア 英語を母語とする者又はＣＥＦＲ（ヨーロッパ言語共通参照枠）Ｂ２以上に相当する能力を有する者
- イ 大学以上の教育機関を卒業した者
- ウ 業務への従事に当たって所持すべき有効かつ適正な種別の就労査証を有する者
- エ 業務への従事に必要な水準の教授技術を有する者（英語指導の経験，母国等における教員免許，第二外国語としての英語指導に係る資格のいずれかを有することが望ましい。）
- オ 外国語指導に必要な程度の日本語が理解できる者

外国語指導助手管理業務の履行期間の中途において，外国語指導助手が退職したとき若しくは勤務不良，心身の故障，不適格等の理由によりその任用が更新されないとき又は懲戒処分により免職されたときは，受託者は，その後任について，交流協定を締結した外国自治体からの斡旋又は承認を受けて再び本市が採用できるように支援するものとする。

5 特記事項

外国語指導助手管理業務の履行期間の中途において，外国語指導助手が退職したとき若しくは勤務不良，心身の故障，不適格等の理由によりその任用が更新されないとき又は懲戒処分により免職されたときは，受託者は，その後任について，交流協定を締結した外国自治体からの斡旋又は承認を受けて再び本市が採用できるように支援するものとする。

6 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については，必要に応じて本市と受託者が協議して定めるものとする。

別紙（就業場所）

番号	名称	所在地	配置人員
1	水海道小学校	常総市水海道天満町 2 5 1 6 番地 1	2 人
2	大生小学校	常総市平町 4 1 5 番地 1	1 人
3	三妻小学校	常総市中妻町 4 1 4 6 番地	1 人
4	菅原小学校	常総市大生郷町 1 6 1 5 番地	1 人
5	豊岡小学校	常総市豊岡町丙 3 3 6 2 番地	1 人
6	絹西小学校	常総市坂手町 7 3 0 3 番地 3	1 人
7	菅生小学校	常総市菅生町 4 7 1 1 番地	1 人
8	岡田小学校	常総市向石下 1 0 2 0 番地	2 人
9	玉小学校	常総市若宮戸 7 9 4 番地	1 人
1 0	石下小学校	常総市新石下 1 9 0 7 番地 1	1 人
1 1	豊田小学校	常総市豊田 2 2 4 6 番地	1 人
1 2	飯沼小学校	常総市鴻野山 8 5 9 番地 1	2 人
1 3	水海道中学校	常総市小山戸町 6 1 番地	2 人
1 4	水海道西中学校	常総市豊岡町乙 1 0 0 5 番地 1	1 人
1 5	石下中学校	常総市本石下 1 0 0 0 番地 1	1 人
1 6	石下西中学校	常総市杉山 9 1 0 番地 1	2 人
1 7	にじいろ幼稚園	常総市鴻野山 1 5 7 番地	1 人